

環境キャラクター着ぐるみ等の貸出事業

刈谷市では、環境啓発活動をより効果的なものにできるよう、環境キャラクター「キー坊」たちの着ぐるみ等の貸出しを実施しています。

事業の概要

【貸出機器】

- 「キー坊」着ぐるみ（バルーン式、170cm程度の演者を想定）
- 「ラビたん」着ぐるみ（バルーン式、160cm程度の演者を想定）
- 「エピコ」バルーン人形、環境意識啓発のぼり一式



キー坊 ラビたん エピコ

【対象者】

次に掲げるいずれかのもの

- ①市内の地区の自治会、公民館、子ども会等
- ②イベントの実施に当たり本市の後援を受け、環境意識啓発活動を行おうとする団体、法人

【使用料】

無料

【貸出期間】

原則として1週間以内

※やむを得ず1週間を超える場合、事前に環境推進課にご相談ください。

【貸出手続】

電話で仮予約をすることができます。

環境推進課窓口で借受希望日の1週間前までに使用申請を行ってください。

手続きの詳細は、裏面の「着ぐるみ等の貸出手続きの流れ」をご覧ください。

【その他】

使用の許可を受けたイベントにのみ用いてください。

転貸しないでください。

マニュアル及び担当者の指示に従って使用してください。



【問合せ先】刈谷市役所 環境推進課 環境保全係

電話：0566-62-1017（環境推進課直通）

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



(キー坊)

着ぐるみ等の貸出手続きの流れ

① 仮予約

- ◆電話（62-1017）又は環境推進課窓口で予約してください。
- ◆団体名又は法人名、代表者名、電話番号、借受希望日等をお伝えください。

② 使用申請

（借受希望日の1週間前までに申請）

- ◆環境推進課窓口にて貸出申請を行ってください。下記書類をご用意願います。

【地区の自治会、公民館、子ども会の場合】下記①～③すべて

- ①刈谷市環境キャラクター着ぐるみ等使用申請書（様式第1号）
- ②イベントの概要書
- ③団体の活動の概要が分かるもの

【後援を受けた団体、法人の場合】下記①～③すべて

- ①刈谷市環境キャラクター着ぐるみ等使用申請書（様式第1号）
- ②イベントの概要書
- ③イベントに対する刈谷市の後援等名義使用承認書

③ 使用許可

- ◆使用許可書を交付します。



④ 貸出

※貸出日時は事前に環境推進課から連絡します。

- ◆環境推進課窓口にて貸し出します。
- ◆貸出しの際に装着方法等について説明します。

【留意事項】

- ・実際に着ぐるみを装着しますので、軽装でお越しくください。
- ・貸出しから返却までの運搬は、ご自身でお願いします。

⑤ 使用

- ◆イベントでの事故については、使用者が一切の責任を負うこととなります。
- ◆使用期間中に発生した着ぐるみ等の破損、汚損又は紛失については、使用者の負担において原状回復することとなります。
- ◆使用状況の分かる写真を撮影してください。

⑥ 返却・報告

- ◆環境推進課窓口に戻却します。その際、破損、汚損及び紛失の有無を確認します。
- ◆同時に使用報告をしていただきます。下記書類①・②を両方をご用意願います。
 - ①刈谷市環境キャラクター着ぐるみ等使用報告書（様式第3号）
 - ②使用状況の分かる写真